

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 第二次納税義務に係る判決・裁決 —著しく低い額の対価による譲渡等—



依田 孝子〔大森〕

### はじめに

国税の滞納者から、財産の無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に与える利益の処分を受けた者は、一定の要件のもとに、滞納国税の第二次納税義務を負う場合があります(徴法39)。

今回は、離婚に伴う財産分与を受けた者及び生命保険金の委託先代理店変更を受けた新設会社について、第二次納税義務を負うか否かが争われた判決・裁決をご紹介します。

### I 不相当に過大な財産分与

平29.6.27東京地裁判決  
(一部取消し)(控訴)  
Z999-7201

#### <事案の概要>

この事案は、夫であった甲から協議上の離婚に伴う財産分与を原因として宅地の譲渡(本件譲渡)を受けた原告が、東京国税局長から、甲の滞納国税につき国税徴収法39条《無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》に基づく第二次納税義務の納付告知処分(納付限度額1億911万3,900円)を受けたため、その取消しを求めたものです。

#### <裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、原告は現存利益の範囲に限り第二次納税義務を負うとして、原告の請求を一部認容しました。

#### 1 「著しく低い額の譲渡」該当性

① 離婚に伴う財産分与も国税徴収法39条所定の「譲渡」に当たると解される。

② 財産分与が民法768条(財産分与)3項の規定の趣旨に反して不相当に過大である場合には、これを放置すると、その不相当に過大な部分につき、租税債権が徴収不足となる一方で、第二次納税義務者が同項の規定の趣旨に

反して当該部分を保持して経済的利益を享受することとなり、納税者間の公平を失することとなるから、当該財産分与の内容や性質等に照らし、社会通念上、当該財産の分与により消滅すべき分与義務に係る債務の額(この債務の消滅により得られる経済的利益が当該分与を受けた財産に対する対価であるとみることができる。)は通常取引に比べて著しく低いものであると認められるものと解するのが相当である。

③ 離婚に伴い甲が原告に対して少なくとも3,000万円を超えて財産分与をすることは民法768条3項の趣旨に反して不相当に過大なものとの評価を免れないものといえる。

④ 本件譲渡により甲から原告に対し財産分与として上記金額の6倍を超える1億8,801万8,881円相当の本件不動産が譲渡されているから、本件譲渡のうち少なくとも3,000万円を超える1億5,801万8,881円相当の部分は、民法768条3項の規定の趣旨に反して不相当に過大な財産分与との評価を免れず、本件譲渡は国税徴収法39条の「著しく低い額の対価による譲渡」に当たるものというべきである。

#### 2 元妻の「特殊関係者」該当性

① 本件譲渡に係る「処分の時」である離婚の成立時において、原告は、甲の配偶者その他の親族ではなく、国税徴収法施行令13条1項各号に掲げる者のいずれにも当たらないから、国税徴収法39条に規定する「特殊関係者」に該当するものではなく、本件譲渡については、同条にいう「その処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるとき」に該当しない。

② したがって、原告が甲の滞納国税につき第二次納税義務を負う範囲は、「処分により受けた利益が現に存する限度」、すなわち現存利益の範囲に限られるものと解するのが相当である。

### 3 第二次納税義務の税額

原告が告知処分時に所有していた各財産の合計1億1,391万6,128円から、①分筆不動産の売却に当たり負担した測量等の費用等、②本件不動産の譲受けの対価として原告が有していた財産分与に係る債権(民法768条3項の規定の趣旨に反して不相当に過大であるとはいえない部分)を消滅させたことにより失った経済的利益3,000万円並びに③原告が本件不動産の譲受けに当たり負担した不動産取得税額等の合計額を控除した7,724万7,678円を限度として、原告は国税徴収法39条に定める第二次納税義務を負うものと認めるのが相当である。

### II 生命保険の委託先代理店の変更

平29.12.14裁決  
(一部取消し) J109-4-05

#### <事案の概要>

本件は、原処分庁が、生命保険の代理店業を営む滞納会社から審査請求人(請求人)への代理店の変更は、国税徴収法39条に規定する「第三者に利益を与える処分」に該当するとして、請求人に第二次納税義務の納付告知処分をしたことから、請求人が受けた利益は無いとして、その取消しを求めた事案です。

#### <審判所の判断>

審判所では、請求人の主張を斥け、次のとおり、委託先代理店変更は、「第三者に利益を与える処分」に該当すると判断しました。

① 国税徴収法39条の立法趣旨に照らすと、同条に規定する第三者に利益を与える処分とは、滞納者の積極財産の減少の結果、第三者に利益を与えることとなる処分をいうものと解される。

② 滞納会社及び請求人による保険会社に対する代理店の継承に係る承認申請等(本件申請)は、代理店としての

地位を譲渡する手続を履践する目的で行われたものと認められ、本件申請から保険会社による承認までの一連の行為(委託先代理店変更)によって、滞納会社の代理店たる契約上の地位(本件契約上の地位)が請求人に譲渡された結果、請求人が代理店手数料を受領することとなったことが認められる。

③ 代理店手数料は、保険募集業務の遂行に基づく保険契約の獲得がなければ発生しないものである一方、保険契約の締結に至った場合には、解約等の事象が発生しない限り、保険契約者は契約期間にわたって保険料を支払うこととなるのであるから、当該保険料に係る代理店手数料は、その発生について高度の蓋然性があるので、本件契約上の地位には財産的価値が認められる。

④ したがって、本件契約上の地位は、国税徴収法39条の処分の対象たる積極財産に該当し、委託先代理店変更によって、請求人は、本件契約上の地位を滞納会社から無償で譲り受けた結果、本件契約上の地位の評価額に相当する利益を受けたといえることから、委託先代理店変更は、国税徴収法39条に規定する第三者に利益を与える処分に該当するものと認められる。

⑤ なお、原処分庁が算定した納付すべき限度の額の一部には、本件契約上の地位の内容には含まれていない月分の代理店手数料等を考慮して算定されており、当該金額については納付すべき限度の額に含めることはできない。

### おわりに

TAINSで、上記の判決及び裁決を検索する場合の「検索キーワード」は、「第二次納税義務」「徴法39」「財産分与」「低額譲渡」「無償譲渡」などです。どうぞご活用ください。

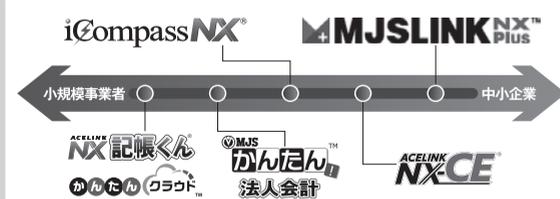
TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ  
TEL 03(5496)1195

会計事務所向けシステム  
と云えば、  
**MJS!**  
ミロク情報サービス

MJSは会計プロフェッショナルのための最強ツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で会計事務所を全面支援。顧問先の満足度を向上させ、長期的により良い関係を構築します。

会計事務所向けERPシステム  
**ACELINK NX-Pro**

事業所・企業規模に合わせたラインアップ。MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かします)

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、かんたんクラウド、iCompass NX、MJSLINK NX-Plus、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

**MJS** 財務と経営システムのリーディング・カンパニー  
株式会社ミロク情報サービス **MJS 検索**  
東証第一部上場(証券コード:9928)